

多数の者が利用する一定規模以上の建築物（特定既存耐震不適格建築物）

用 途	規 模 (指導・助言対象)
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
学校（上記学校を除く。）	階数3以上かつ1,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
卸売市場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗	
ホテル又は旅館	
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎 又は下宿	
事務所	
博物館、美術館又は図書館	
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗	
工場	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物	